

表示の修正について

1. 粗糖、糖蜜を混合し、原料に黒糖を含まない「加工糖(再製糖)」については、義務表示事項(一括表示枠)の名称、原材料名だけでなく、商品名(例. ○○黒糖)や説明文(例. 黒糖たっぷり)も表示することができません。
「加工黒糖」と表示することも違反とになります。

2. 黒糖に粗糖、糖蜜等を混合した「加工黒糖」については、

①義務表示事項(一括表示枠)の名称、原材料名において「黒糖」と表示することはできません。「加工糖」同様、早急に修正してください。

②また、商品名(例. 黒糖)や説明文で、当該商品が「黒糖」と誤認させる表示についても違反となります(加工食品品質表示基準第6条)。

沖縄県域事業者がJAS法品質表示基準に違反したときは

(1) JAS法に基づき、沖縄県知事から、表示事項を表示し、遵守事項を遵守するよう指示・公表を行います。

その指示に従わない場合は、沖縄県知事が指示に従うよう命令します。

その命令に違反した場合は、以下の罰則が科せられます。

個人：100万円以下の罰金又は1年以下の懲役

法人：1億円以下の罰金

(2) 原産地（原料または材料の原産地を含む）について虚偽の表示をした飲食料品を販売した場合は、以下の罰則が科せられます。

個人：200万円以下の罰金又は2年以下の懲役

法人：1億円以下の罰金

※JAS法に基づく立入検査の受検を拒否した場合には罰則が科せられます。

Q. 「黒砂糖」には1年周知期間があるといふのですが、「黒糖」と表示できない砂糖を「黒糖」と表示しているものに猶予期間はありますか？

A. ありません。平成22年3月に消費者庁が黒糖の定義を明確化したQ&Aを公表してから2年近く経過しており、沖縄県では、「黒糖」と表示できない砂糖を「黒糖」と表示している食品を製造している沖縄県域事業者に対して厳正に措置してまいります。

○ 名称の表示方法について（表示例）

さとうきびを搾ってそのまま固めたもの名称は黒糖又は黒砂糖

「粉末」など黒糖や黒砂糖の状態を説明する名称も問題ない

名称 原材料名	黒糖 さとうきび(国産)
・	・
・	・

名称 原材料名	粉末黒砂糖 さとうきび(沖縄県)
・	・
・	・

黒糖を使用しているので「加工黒糖」や「黒糖菓子」の名称は使用できる

名称 原材料名	加工黒糖 粗糖、黒糖、糖みつ
・	・
・	・

名称 原材料名	黒糖菓子 黒糖(B国、国産、その他)、しょうが、水あめ、食塩…
・	・
・	・

黒糖やさとうきびの搾り汁を使用していないものは、名称に「黒糖」や「黒砂糖」の文言は使用できない

名称 原材料名	赤糖 粗糖、糖みつ
・	・
・	・

名称 原材料名	砂糖 粗糖、糖みつ
・	・
・	・

「赤糖」は、2種類以上の原材料を使用していることから、原材料として使用する際には複合原材料の表示として「赤糖(粗糖、糖みつ)」、「砂糖(粗糖、糖みつ)」の表示が必要です。なお、「赤糖」とは、日本製糖協会及び日本黒砂糖協会が定めた名称です。

外見上黒砂糖と区別ができないものは、明瞭に区別を



○商品名となる例



○近接して名称を記載し誤認しない例



×打ち消し表示が不明確な例

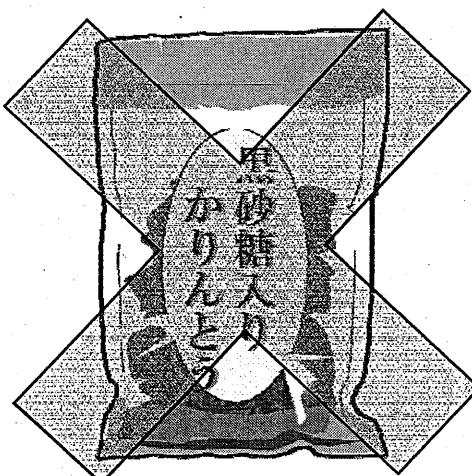
黒糖(黒砂糖)やさとうきびの搾り汁を使用していないものには、○○黒糖など
黒糖(黒砂糖)を使用しているかの表現は使えません。

商品名、打ち消し表示などの適否は、個々の商品に応じた判断となります。

黒糖(黒砂糖)不使用なものは、黒糖の用語は使えません



黒糖、加工黒糖が使われていれば、
黒砂糖(黒糖)入りと表示できる。
ただし、使用量が極端に少ない場合
には誤認するような表示には注意
(適否は個別の商品に応じた判断とな
ります)。



黒糖、加工黒糖が使われていないとき
には、黒砂糖(黒糖)の表示はできな
い。
「黒糖風味」は表示可能

15

加工黒糖、赤糖を使用した商品の原材料表示

①加工黒糖を原材料として使用した際には、黒糖などの砂糖が入っていること
が名称からわかるので、複合原材料表示は必要ありません。

例 「加工黒糖（黒糖、原料糖）」を「加工黒糖」の表示も可能。

②赤糖（原料糖と糖みつからつくられているもの）を原材料に使用した際には
赤糖の名称から原材料が分からないので、複合原材料表示が必要

例 「赤糖（粗糖（又は原料糖）、糖みつ）」を「赤糖」とするのは、だめ
赤糖の使用割合が全体の5%未満の場合は、（ ）内の省略可能。

③赤糖や加工黒糖を「砂糖」や「含みつ糖」と表示できるが、名称から複数の
原材料が使用されていることがわからないため、複合原材料表示が必要。

例 加工黒糖を「砂糖」と表示すると「砂糖（原料糖、黒糖、糖みつ）」

④「黒糖」など、特定の砂糖を記載しなければ、グラニュー糖、加工黒糖や赤
糖など、使用した複数の砂糖をまとめて「砂糖」と表記することは可能。

例 使用しているグラニュー糖、三温糖、赤糖をまとめて「砂糖」

注：パン類品質表示基準の適用を受けるパンは同基準に基づく原材料表示となります。

16